

# 介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免制度があるのは30市町村(56%)  
 ※東三河広域連合の実施により、実施が4自治体増加。  
 ※減免実績は、2016年度3,942件38,526,535円  
 →2017年度4,023件39,245,970円  
 ※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に立って、3原則を超えて実施している市町村。  
 【実施割合の推移】 2000年 5% → 2001年14% → 2002年18% → 2003年44%  
 → 2004年47% → 2005年54% → 2006年48% → 2007年56% → 2008年54%  
 → 2009年53% → 2010年55% → 2011年57% → 2012年54% → 2013年54%  
 → 2014年54% → 2015年44% → 2016年50% → 2017年48% → 2018年56%

**保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則**

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

市町村名	減免対象となる所得段階区分等	3原則項目			申請不要	2017年度実績		
		全額免除	資産制限	一般会計		件数	金額	
合計	減免実施市町村数:30(56%)	6	3	0	1	4,023	39,245,970	
3	岡崎市	第1段階(生保は除く)、第2段階	×	×	×	×	44	579,980
4	一宮市	第1段階(生保は除く)の老齢福祉年金受給者、第3段階(前年所得33万円以下)	×	○	×	○	3,086	28,241,800
5	瀬戸市	世帯非課税で、生活困窮と認められる方	×	×	×	×	0	0
6	半田市	災害・失業その他特別な事情等による保険料納付困難	○	×	×	×	0	0
9	津島市	第1段階(世帯非課税・扶養・資産等要件あり)	×	×	×	×	0	0
10	碧南市	世帯収入が年80万円もしくは120万円以下で、預金等の資産なく生活困窮	×	×	×	×	3	34,960
12	豊田市	低収入で、預貯金・資産等を活用しても保険料納付困難等	○	×	×	×	3	139,380
14	西尾市	第1・2段階(生活困窮者、要件あり)、被災者、所得激減者等	○	×	×	×	10	121,680
16	犬山市	第2段階(生活保護基準以下)等	○	×	×	×	1	8,000
19	小牧市	生活保護基準以下等	×	○	×	×	3	53,000
20	稲沢市	老齢福祉年金受給者で、すべての世帯員に固定資産がなく、非課税世帯	×	×	×	×	0	0
25	知立市	第1・2段階で世帯の収入が独居で150万円以下、預貯金が独居で200万円以下(世帯員による加算あり、その他資産・扶養等要件あり)	×	×	×	×	71	502,100
28	岩倉市	災害、長期療養、所得減少、その他特別な事情があるとき	○	×	×	×	0	0
30	日進市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	×	○	×	×	0	0
34	北名古屋市	第1-3段階で、かつ生活保護基準相当	×	×	×	×	7	89,600
35	弥富市	生活保護基準の110/100以下	×	×	×	×	1	48,400
36	みよし市	財産家財の損害(制限あり)、収入の減少(制限あり)、その他市長が認めた場合	○	×	×	×	0	0
42	扶桑町	災害・死亡・長期入院、事業の休廃止等、農作物の不作、その他町長が認めた場合	×	×	×	×	0	0
44	蟹江町	第1段階(生活保護受給者除く)	×	×	×	×	536	7,132,815
46	阿久比町	第1-3段階(生活困窮者、収入要件あり)	×	×	×	×	0	0
50	武豊町	第1-2段階(生活困窮者)、災害減免等	×	×	×	×	3	40,730
51	幸田町	非課税世帯(滞納、資産、収入の要件あり)	×	×	×	×	33	301,760
—	東三河広域連合(8市町村)	非課税世帯で、第1段階で世帯年収80万円、第2・3段階で世帯年収120万円以下(世帯員による金額加算あり。その他の要件もあり)	×	×	×	×	222	1,951,765

※東三河広域連合は2018年4月発足。同欄の減免実績は、豊橋・豊川・蒲郡・田原各市の2017年度実績の合計。